

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（案）

川崎市教育委員会職員服務規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第3号）

の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員服務規程 平成29年3月30日教委訓令第3号</p> <p>(第1条～第15条 略)</p> <p>(職務専念義務免除の手續)</p> <p>第16条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号。以下「職免条例」という。)第2条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、所要の手續をとり、承認を受けなければならない。ただし、軽易なもので出勤記録上の管理の必要がないと認められるものについては、口頭による申出をもってその手續に代えることができる。</p> <p>2 職員は、職免条例第2条第1号若しくは第2号又は川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第8号)第2条第1項第1号から第5号まで(同号に掲げる場合にあつては、職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合に限る。)若しくは第13号の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、前項の規定による手續に先立ち、職務専念義務免除承認申請書に關係書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。ただし、それらの規定の適用について別に承認されている場合は、この限りでない。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会職員服務規程 平成29年3月30日教委訓令第3号</p> <p>(第1条～第15条 略)</p> <p>(職務専念義務免除の手續)</p> <p>第16条 職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年川崎市条例第17号。以下「職免条例」という。)第2条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、所要の手續をとり、承認を受けなければならない。ただし、軽易なもので出勤記録上の管理の必要がないと認められるものについては、口頭による申出をもってその手續に代えることができる。</p> <p>2 職員は、職免条例第2条第1号若しくは第2号又は川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第8号)第2条第1項第1号から第5号まで(同号に掲げる場合にあつては、職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合に限る。)若しくは第12号の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、前項の規定による手續に先立ち、職務専念義務免除承認申請書に關係書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。ただし、それらの規定の適用について別に承認されている場合は、この限りでない。</p> <p>(以下 略)</p>